令和8年11月20日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
東進産業株式会社(三重県津市大里睦合町2597)[1000009455]

2. 資格登録停止措置の期間
令和8年11月20日 ～ 令和8年12月3日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域
地域1　名古屋支社が所掌する地域

4. 事実概要
当該資格登録者は、「東海環状自動車道　政田第二高架橋他1橋高架下整備工事」において、作業員が政田第二高架橋11号調整池のモルタル吹付工の作業中に、調整池の放流ます開口部に落下し負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

＜資格登録要領別表11＞

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7　会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社　契約審査部　発注審査課(052-222-3469)